

徳島県規則第三十二号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

。 徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第六号を次のように改める。

六 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定による申請書の記載事項等の調査

別表第二の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項中第十三号から第十六号までを削り、第十七号を第十三号とし、第十八号を第十四号とする。

附 則

この規則は、令和五年六月一日から施行する。